

平成27年10月21日  
法務省矯正局

民間競争入札実施事業  
刑事施設における運營業務の実施状況について(案)

I 事業の概要

1 委託業務の内容

黒羽刑務所，静岡刑務所及び笠松刑務所における運營業務

- (1) 総務業務及び警備業務（静岡刑務所及び笠松刑務所）
- (2) 作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務（黒羽刑務所，静岡刑務所及び笠松刑務所）

2 実施期間

平成22年4月28日～平成29年3月31日

3 受託事業者

- (1) 総務業務及び警備業務（静岡刑務所及び笠松刑務所）  
株式会社アール・エス・シー（グループ：三菱電機株式会社，三菱電機システムサービス株式会社，大新東株式会社）
- (2) 作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務（黒羽刑務所，静岡刑務所及び笠松刑務所）  
三井物産株式会社（グループ：エームサービス株式会社，三井物産ファシリティーズ株式会社，株式会社小学館集英社プロダクション）

4 受託事業者決定の経緯

(1) 総務業務及び警備業務

入札参加者は3者であり，いずれも入札参加資格を満たしていた。後日2者が入札を辞退し，平成22年4月1日に開札を行ったところ，上記受託事業者は予定価格の範囲内であったため，同者が落札者となった。

(2) 作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務

入札参加者は3者であり，いずれも入札参加資格を満たしていた。後日1者が入札を辞退し，平成22年4月1日に開札を行ったところ，予定

価格の範囲内であったのが上記受託事業者のみであったため、同者が落札者となった。

## II 確保されるべき対象公共サービスの質の確保の状況及び評価

### 1 確保されるべき質の確保状況（平成22年度～同26年度）

#### (1) 共通

確保されるべき水準として設定した項目	評価
入札単位（①総務業務及び警備業務，②作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務）ごとに，総括業務責任者（本業務全体を総合的に把握し調整を行う者）各1名を置くこと。	入札単位ごとに，総括業務責任者各1名を置き，業務を総括させた。
対象施設ごとの各区分（①総務業務，②警備業務，③作業業務・職業訓練業務，④教育業務・分類業務）ごとに，業務責任者（各業務を総合的に把握し調整を行う者）各1名を置くこととし，各施設に常駐させること。	対象施設ごとの業務区分ごとに，業務責任者各1名を置き，各施設に常駐させた。

#### (2) 総務・警備業務

	確保されるべき水準として設定した項目	評価
共通 事項	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して，被収容者の逃走事故，暴動・騒じょう及び自殺事故（既遂に限る。）が発生しないようにすること。（指標：年間0件）	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因する被収容者の逃走事故，暴動・騒じょう及び自殺事故（既遂）は発生していない。
	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して，施設で火災が発生しないようにすること。（指標：年間0件）	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因する火災は発生していない。
	施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報に漏えいしないこと。（指標：年間0件）	施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の漏えいは発生していない。
	各種システムへの入力及び書類・資料の作成については，過誤がないよう	各種システムの入力過誤等が5件発生した（修正等により，実害は生じて

	にすること。	いない。)
	受付業務について、相手方に不快な印象を与えないようにすること。	相手方に不快な印象を与えないように対応し、苦情等はなかった。
総務 業務	訴訟関係文書など被収容者の権利利益に直接関わる文書については、本人に不利益が生じないよう迅速かつ適切に処理すること。	被収容者に不利益が生じるような不適切な取扱いはなかった。
	ホームページは原則として毎月、その他施設の広報上の必要に応じて適宜更新すること。	毎月又はその他施設の広報上の必要に応じて、ホームページを更新した。
	領置物品を汚損、破損及び紛失しないこと。	領置物品の汚損等事案が、3件発生した（クリーニング、弁済等を行い、実害は生じていない。）。
	領置物品、差入れ物、信書及び購入物品を誤交付しないこと。	領置物品、差入れ物、信書及び購入物品の誤交付が、20件発生した（回収及び再交付等を行い、実害は生じていない）。
	24時間運転業務が対応可能な体制とすること。	運転業務について、24時間対応可能な体制とした。
警備 業務	業務遂行中、異状を認めた場合には、直ちに国の職員に連絡すること。	業務遂行中、異状を認めた場合には、直ちに国の職員に連絡した。
	施設内への確実な入退出管理を行うこと。	施設内への入退出時の検査疎漏及び施設確認の疎漏事案が2件発生した（直ちに是正措置を講じており、実害は生じていない。）。
	従事する業務の内容等に応じ、施設内の各エリア・室への入退出を制限する措置を講ずること。	施設を構造、用途、動線を踏まえた複数のセキュリティレベルに分割して捉え、各レベル及び運用に応じた監視カメラの増設置及び警備員の増配置等を行うことにより適切な入退出制限を行った。
	被収容者が危険物や持込制限物品（携帯電話等）を取得しないようにすること。	被収容者が危険物や持込制限物品（携帯電話等）を取得することはなかった。
	構内外巡回については、2時間に1回以上の頻度で実施すること。	2時間に1回以上の頻度で構内外巡回を実施した。

警備機器については、正常に作動している状態を常に維持すること。仮に障害が発生した場合であっても、直ちに代替措置を講じた上、6時間以内に応急復旧すること。	警備機器の障害が、6時間を超えて継続する事案は発生しなかった。
信書の検査については、受付をした日のうちに処理すること。	受付をした日のうちに、処理できなかった事案が1件発生した。
収容棟、職業訓練棟、運動場など被収容者が立ち入る場所については、月1回以上保安検査を実施すること。	収容棟、職業訓練棟、運動場など被収容者が立ち入る場所については、月1回以上保安検査を実施した。
全ての被収容者の着衣及び所持品を月2回以上検査すること。	全ての被収容者の着衣及び所持品を月2回以上検査した。

### (3) 作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務

	確保されるべき水準として設定した項目	評価
共通事項	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因して、施設で火災が発生しないこと。(指標:年間0件)	民間事業者が適正に業務を遂行しなかったことに起因する火災は発生していない。
	施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報に漏えいしないこと。(指標:年間0件)	施設の保安に係る情報及び被収容者の個人情報の漏えいは発生していない。
	各種システムへの入力及び書類・資料の作成については、過誤がないようにすること。	各種システムへの入力及び書類・資料の作成について、過誤が1件発生した。
作業業務 ・ 職業訓練業務	職業訓練については、当該訓練の指導経験を有する講師を、常時1名以上、指導に従事させること。	常時1名以上、職業訓練の講師(当該訓練の指導経験を有する者)を配置し、指導に従事させた。
	作業事故を発生させないように作業技術指導又は安全衛生指導を行うこと。	作業事故を発生させないように、作業技術指導又は安全衛生指導を行った。
	給食について、食中毒を発生させないように作業技術指導又は安全衛生指導を行うこと。	食中毒を発生させないように、給食の作業技術指導又は安全衛生指導を行った。

	被収容者に提供する衣類及び寝具については、清潔で、破れにくく、かつ、汚れにくいものとする。	衣類及び寝具の提供について、仕様の異なる2種類の衣類を国の承認を得ることなく提供していたことがあったものの、速やかに改善され、確保すべき公共サービスの質が保たれていた。
教育 業務	全受刑者が在所期間中に1科目以上の改善指導又は教科指導を受講することができるよう、必要な科目を提供すること。	全受刑者が在所期間中に1科目以上の改善指導又は教科指導を受講することができるよう必要な科目を提供していた。
その他	受刑者に対する釈放時アンケート（別紙3参照）における次の項目に係るアンケート結果の意見を踏まえた刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第7条第1項に定める刑事施設視察委員会の意見に配慮し、業務を実施すること。	アンケートにおいて食事の味が薄いとの意見が多かったことを踏まえ、塩分以外での調味料を工夫したり、減塩味噌を含む味噌の種類を増加し、塩分摂取量を抑える工夫を行う等配慮した。

## 2 民間事業者からの提案に関する実施状況

### (1) 共通

- ・ 刑事施設の運營業務の管理監督に必要な人的体制、緊急事態発生時の管理体制を構築した。
- ・ 民間事業者職員に対するコンプライアンス、情報セキュリティ、個人情報保護に関する研修を実施した。
- ・ 人材派遣会社と提携し、女性職員の安定的な人材確保を図った。
- ・ 民間職員が、刑事施設において勤務する上で必要な知識を習得させるための各種研修を実施した。

### (2) 総務業務及び警備業務

#### ア 共通

- ・ 民間職員の安定的な確保策として、地元から優先的に職員を採用した。
- ・ 警備業務の責任者として、消防及び救命に係る資格を有する者を配置した。
- ・ 笠松刑務所においては、特に、総務業務は、離職率30パーセント以内とする目標を上回る状況が認められた。

#### イ 総務業務

- ・ 静岡刑務所及び笠松刑務所のホームページに、施設概要、矯正教育、職業フォーラム及び矯正展のお知らせ等の情報を掲載した。
- ・ 運転業務について、平日夜間及び休日に緊急の対応を可能とした。
- ・ 面会予約システムを構築し、ホームページから予約を可能とした。

#### ウ 警備業務

- ・ 各システムの状態を日常的に点検し、障害発生を未然に防止するとともに、障害発生時の運用マニュアルを整備し、障害発生を想定した研修を年2回実施することとした。
- ・ 制御装置を二重化し、一部に障害が発生しても運用の継続を可能とした。

### (3) 作業業務，職業訓練業務，教育業務及び分類業務

#### ア 共通

- ・ 人材派遣会社と提携し、職員の安定的な雇用等を図った。また、地元から優先的に職員を採用した。
- ・ 他の事業所との人材交流が可能な体制とし、省力化及び人材育成を図った。
- ・ 刑事施設で勤務する上で必要な知識を習得するための各種研修を実施した。
- ・ 資格取得費用の助成など、指導員のスキルアップを図った。
- ・ ICカードを利用した入退室の管理システムを導入した。

#### イ 作業業務

- ・ 総合商社のネットワークを活用して作業受注活動を行い、社会貢献的作業として、介護施設で使用する車椅子の清掃作業を導入した（ただし、刑事施設特有の制約から、民間事業者の受注に係る作業の導入は一部にとどまった。）。

#### ウ 職業訓練業務

- ・ 職業訓練と就労の連携に資するため、職業訓練に関連する企業に対し、職業フォーラムへの参加を依頼した。また、職業フォーラム参加企業に対し、協力雇用主への登録等を依頼した。
- ・ 給食業務について、担当企業が保有するメニューの中から、季節感や地域特性等を意識した献立を作成した。
- ・ 非常時においても被収容者に対する食事の供給が途絶えることのないよう、長期保存食を各施設4日分の追加整備を行った。

#### エ 教育業務

- ・ 各種一般改善指導のプログラムを実施したほか、「こころのトレーニ

ング」等全被収容者を対象としたワークブックを実施。また、一部科目については効果検証を実施するとともに、その成果を公表した。

- ・ 備付図書の貸出業務について、専用のソフトウェアを導入し、業務の効率化を図った。
- ・ 施設ごとのニーズを踏まえて通信教育の科目を選定し、多くの科目を提供可能とした。

#### オ 分類業務

- ・ 各施設にキャリアコンサルタント等を配置又は派遣し、職業フォーラムと連携した就労支援を実施した。

### 3 拡大措置検討委員会による事業評価等

公共サービス改革法第1条の趣旨に照らし、公共サービスの質の維持向上及び経費の節減の観点から検討を行うこととされ、法務省矯正局による実施状況についての調査結果の分析のほか、拡大措置検討委員会による現地視察及び官民双方の関係者からのヒアリング等の結果を基に評価がなされた。

その概要は、以下のとおりである。

#### (1) 法務省矯正局による実施状況調査結果の分析

##### ア モニタリング実施結果

モニタリングの結果からは、平成22年度事業の実施開始から年数を経るにつれ、民間事業者職員の業務の習熟度の向上に応じ、減額ポイントの計上が減っていることが認められた。

また、事業開始から年数を経るにつれ、功績ポイントの計上が増えており、民間のノウハウを生かした業務の質が向上している状況も認められた。

##### イ 現地国職員及び民間事業者へのヒアリング

黒羽刑務所、静岡刑務所及び笠松刑務所において勤務する国職員、民間事業者職員を対象としたヒアリングの結果から、本事業により、国の負担の軽減、民間のノウハウが生かされた運営、業務の質の向上を実感している状況が認められた。特に、業務の全てを一括して民間に委託した業務については、負担軽減の効果が顕著に現れている。

一方で、複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要で刑事施設特有の専門性が問われる名籍業務や会計業務の一部については、国が実施することが適当であり、また、作業受注業務については、刑事施設特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発揮できておらず、期待したほどの効果が得られていない。

##### ウ 民間事業者が提案した職業訓練に係る資格の取得状況

民間事業者からの提案により、社会の労働需要に見合った各種職業訓練が実施されている。これらの多くは、出所後の就労に役立つ資格の取得が可能な科目であり、本事業を実施したことにより、業務の質が向上している状況が認められた。

エ 就労支援策（職業フォーラム）の実施状況

「職業フォーラム」は、民間事業者からの提案による受刑者の就労支援の取組であるが、出所後の就労につながった事例が多数の実績となって現れており、本事業において、民間事業者の提案によって業務の質が向上したものの典型例であると認められる。

オ 民間事業者による教育プログラムの実施状況

民間事業者の提案による8科目の教育プログラムが実施されている。また、民間事業者の提案による教育プログラムとして、認知行動モデルに基づくワークブックを用いた自習形式の教育プログラムが実施されている。

民間事業者職員が改善指導を実施することにより、より一般社会に近い状況下で、社会復帰のための働きかけを行うことが可能となるなど、業務の質が向上していると認められる。

カ 釈放時アンケート等の意見

釈放時アンケートの分析結果から、本事業開始前と比べて多くの項目で、好意的、肯定的又は歓迎的に捉えられており、総じて、業務の質の向上が認められる。

(2) 拡大措置検討委員会による現地視察及び関係者ヒアリング

静岡刑務所及び笠松刑務所を訪問し、本事業の実施状況の視察及び官民の職員へのヒアリングを行った。

その結果、従前、国職員により実施していた業務の全てを一括して民間事業者に委託した業務を中心に、国の負担が軽減されている状況が確認できた。教育業務や職業訓練業務については、民間のノウハウを生かした指導がなされているなど、おおむね順調に業務が実施されている状況が確認できた。

一方で、調理科等の職業訓練の対象者不足、面会予約システムの利用が低調である状況、作業の受注業務について、刑事施設特有の制約により順調に実施されていない状況が認められた。

また、民間事業者の職員採用時における適性確認や業務内容の説明などにより、離職率の低下に向けた改善努力が認められた。

(3) 拡大措置検討委員会による本事業の評価

総務・警備業務、作業・職業訓練・教育・分類業務のいずれにおいても、



おおむね経費節減効果及び業務の質が向上している状況が認められた。この結果、事業全体としては、入札実施要項において示された目的を達成し、入札当時に期待した効果が得られているものと評価できる。

一方、刑事施設特有の専門性が問われ、習熟に時間のかかる民間委託になじみづらい業務や、刑事施設特有の制約から順調に実施できていない業務があることも判明した。

なお、再犯防止対策の充実を求める社会的要請、被収容者の高齢化等新たな課題への対応の必要性など、平成29年3月の事業終了後においても、引き続き、本事業開始時と同程度レベルの民間委託を実施すべき事情が存在している。

#### 4 評価

確保されるべき質として設定した項目について、一部に、過誤や疎漏があったものの、是正措置等が執られている（刑事施設の運営に支障が生じるような事故等は、発生していない）。

拡大措置検討委員会においては、一部に、複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要であるなど刑事施設特有の専門性が問われ、国で実施することが適当な業務（刑期計算を伴う名籍業務等）や、刑事施設特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発揮できていない業務（作業受注業務）があるものと認められたものの、本事業全体としては、入札実施要項において示された目的を達成し、入札当時に期待した効果が得られているものと評価された。

このため、本事業全体としては、各業務とも確保すべき水準に対し、適切に業務が実施されているとともに誠実な対応がなされているものと評価できる。

### Ⅲ 実施経費の状況及び評価

#### 1 総務業務及び警備業務

平成23年度～同26年度における事業実施に要した経費（4箇年平均）325,190千円と、従来経費である平成19年度及び同20年度（2箇年平均）の332,120千円を比較したところ、6,930千円（対平成19～20年度比2.1%）削減されており、民間競争入札導入の効果があったものと評価することができる。

#### 2 作業業務、職業訓練業務、教育業務及び分類業務

給食に係る費用等事業費の支払い方法に一部実績払いが導入されている

ことから、実際の支払い金額と単純に比較することはできないため、実績払いの部分の金額を平成19年度及び平成20年度の水準であったと仮定して試算した金額と比較した。

平成23年度～同26年度における事業実施に要した経費（4箇年平均）1,247,166千円と、従来経費である平成19年度及び同20年度（2箇年平均）の1,305,453千円を比較したところ、58,287千円（対平成19～20年度比4.5%）削減されており、民間競争入札導入の効果があったものと評価することができる。

#### IV 評価のまとめ

本事業は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の3に基づき、いわゆる特定業務を含めた委託を実施してきたところであるが、上記Ⅱのとおり各業務については、おおむね適正に履行されるなど公共サービスの質は維持され、また上記Ⅲのとおり経費削減の点においても効果を挙げていると評価することができる。

一方で、一部に、複雑な根拠法令に基づく知識の習得が必要であるなど刑事施設特有の専門性が問われ、国で実施することが適当な業務（刑期計算を伴う名籍業務等）や、刑事施設特有の制約から民間事業者のノウハウが十分発揮できていない業務（作業受注業務）があるものと認められたところ、より多くの民間事業者の参入を促す観点からも、委託の在り方について見直しが不可欠である。

したがって、今後については、事業の内容を精査しつつ、本事業と同程度の事業規模で委託の継続を検討することとし、引き続き公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることとしたい。